令和７年１月　西東京市教育員会
教　育　指　導　課

西東京市立学校の重大事態調査に関する流れ

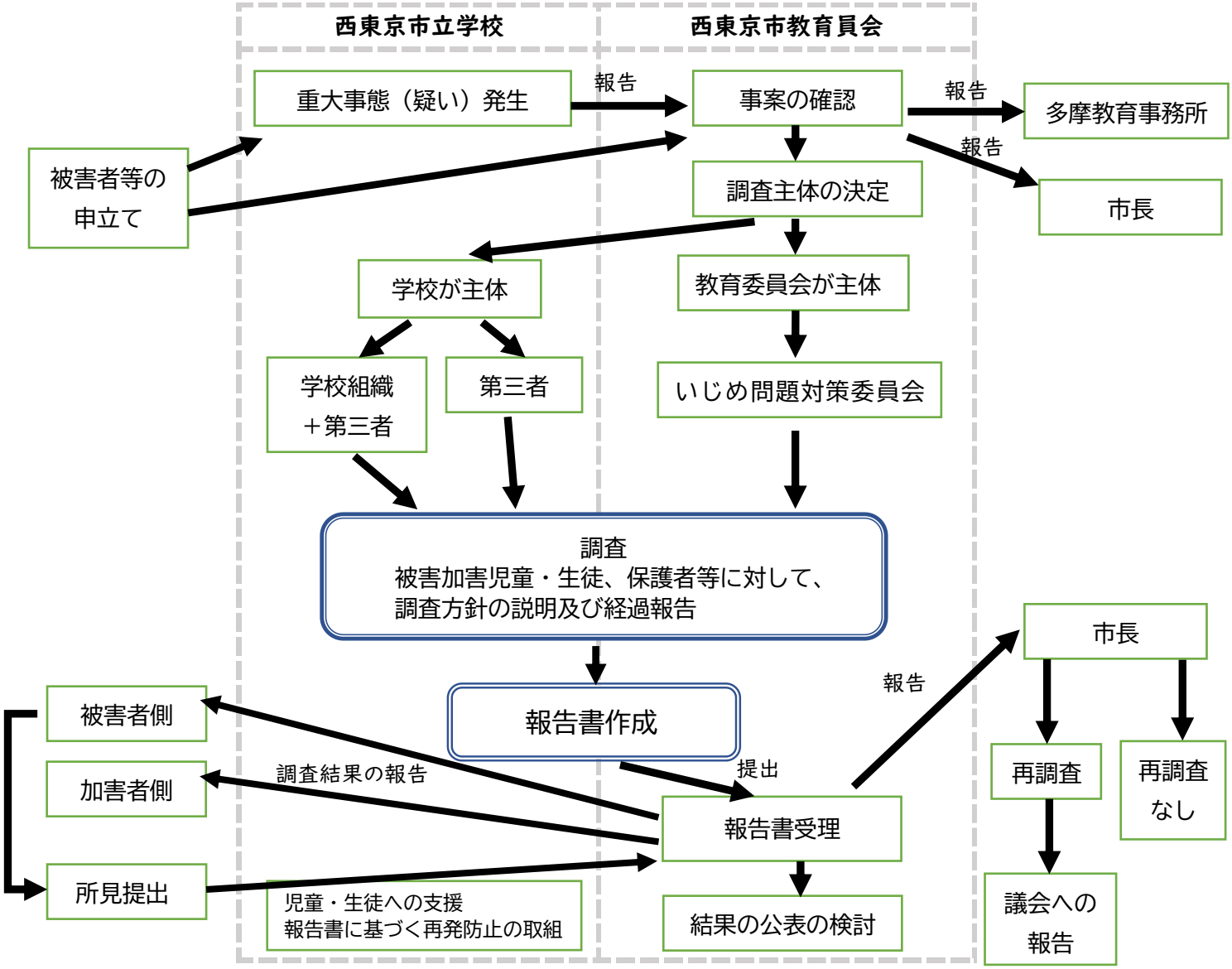

【重大事態の目的】

●重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童・生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童・生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童・生徒や関係児童・生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的とした調査である。

●この調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。

【重大事態の定義】

●法第 28 条第１項においては、いじめ重大事態の定義は「いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。」（第１号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。」（第２号）とされている。

【（令和６年８月改訂版）いじめ重大事態の調査に関するガイドラインより一部抜粋】

※上記フローを基本としながら、個別の事案の状況に応じて対応する。